

2024 年 1 月 23 日

国際連合工業開発機関（UNIDO）
東京投資・技術移転促進事務所

「日本からの技術移転を通じた産業職業訓練プログラム」

提案募集要項

このたび UNIDO 東京事務所は、日本政府からの拠出金を受け、「日本からの技術移転を通じた産業職業訓練プログラム」を実施いたします。プログラムへの参画を希望する日本企業は、下記の要項をご確認の上、提案書をご提出ください。

(1) 事業名

「日本からの技術移転を通じた産業職業訓練プログラム」

（英語：Industrial vocational training programme through technology transfer from Japan）

(2) 事業の背景・目的

令和 4 年度の補正予算として、UNIDO は日本政府経済産業省より表記予算の拠出を受けました。本事業は、アジアやアフリカを含む開発途上国の現地エンジニアや技術者の能力を強化し、日本企業が提供する新技術を適用・管理するための知識や技術を深めることを目的としています。また、必要に応じ技術の実証を行い、技術の普及を目指します。

以上により、日本の(中小)企業が海外で事業を拡大する支援を行い、受益国の包摂的かつ持続可能な産業発展の達成に貢献することを目的としています。

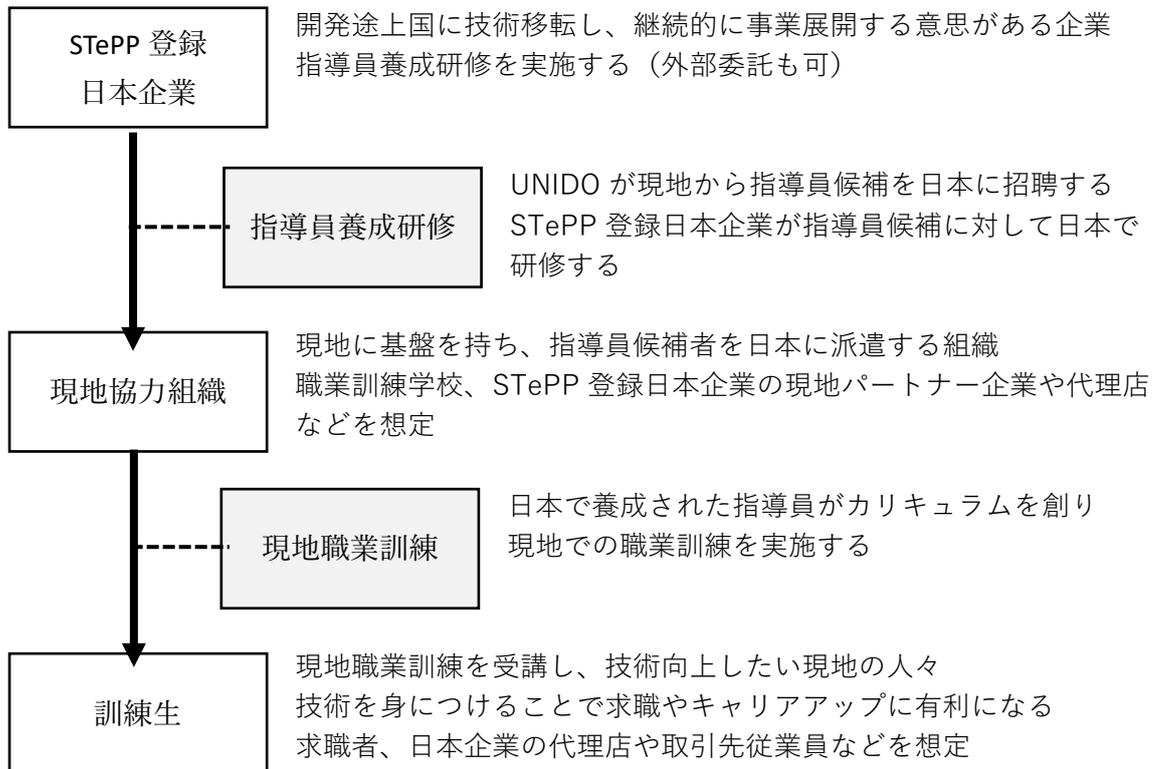
(3) 事業の対象技術・国

「産業職業訓練」及び「技術実証」の対象となる知識・スキルは、弊所が運営する「サステナブル技術普及プラットフォーム(STePP)」に登録済の技術の移転に寄与する知識・スキルとします。

「産業職業訓練」及び「技術実証」の受益国はアジア、アフリカを含むすべての開発途上国を対象とします。

(4) 事業のスキーム

以下が本プログラムの基本的なスキームです。



「技術実証」を行う場合は、UNIDO が各企業から機材を調達し、企業との契約に基づき、開発途上国の現場において、技術実証と技術移転の事業を進めていただくものとします。本件は一連の事業を 2025 年 3 月までに完了させる計画で実施計画を立てていただきます。期限内に市場調査→機材輸出・据付・運転立ち上げ→技術実証（データ取得と分析）を完了することが求められます。

(5) 参画企業に求める内容

参画企業は、UNIDO および各国の現地協力組織と連携し、日本と受益国の現場において主体的に事業を進めるものとします。

参画企業には、以下の内容が求められます。

- 受益国の現地協力組織やステークホルダーとの連絡・調整
- 指導員養成研修と現地職業訓練の指導内容の企画
- UNIDO による開発途上国からの指導員招聘への協力
- 日本での指導員養成研修の実施（対象 1～2 名）
- 現地職業訓練の実施（対象 100 名目標）
- 指導員養成研修および現地職業訓練の報告書の作成
- 本プログラムの広報活動に関わるセミナーやセレモニーへの参加・協力
- 「技術実証」を行う場合には、市場調査、機材の輸出、据付、運転立ち上げ、データ取得と分析

(6) 資金

UNIDO で負担する 1 件あたりの金額は、「産業職業訓練」のみの場合には 500~1000 万円、「技術実証」を伴う場合には 3000 万円を目処に調整を行います。ただし、制度の趣旨上、中小企業(中小企業基本法の定義に拠る)やスタートアップ企業を優先致しますので、大企業並びにそのグループ企業の場合には、自己負担分が生じる可能性があることをご承知おきください。

UNIDO が資金を負担する項目の例は次のとおりです。(個別の案件により、負担する項目と費用は変動する可能性があります。)

- 指導員養成研修に係る開発途上国からの人材招聘の渡航・滞在費(各案件上限 2 名: ビザ申請費用、旅行保険、日当(宿泊費・食事代を含む)、国内交通費など)
- 現地職業訓練に係る日本から開発途上国への指導員の渡航・滞在費(各案件上限 2 名: ビザ申請費用、旅行保険、日当(宿泊費・食事代を含む)、国内交通費など)
- 日本・開発途上国での研修・訓練に関わる会場・施設費
- 研修に関わる通訳費・翻訳費
- 「技術実証」を行う場合は市場調査費、機材の調達費、輸送費、据付費、分析費

次の項目は、UNIDO の費用負担の対象となりません。

- 旅行者のパスポート取得費、ビザ取得に関わる交通費、予防接種費など

(7) 事業の実施期間

2024 年春 対象国・協力企業、訓練内容の企画、市場調査

2024 年夏～秋 指導員養成研修を企画・実施

2024 年秋～冬 現地職業訓練を企画・実施

プロジェクトの終了時期: 2025 年 3 月までに完了のこと

(8) 研修内容の提案書

事業に参画を希望される企業は、指導員養成研修および現地職業訓練の提案書を UNIDO 東京事務所までご提出ください。提案書は、日本語で、添付資料を除き A4 用紙 10 枚以内とします。加えて、英語で A4 用紙 1 枚の要約を添付して下さい。

日本語の提案書には、別添の様式を参考に、次の要素を盛り込んでください。

1. 表紙:
 - 職業訓練プログラムのタイトル
 - 会社名
 - 連絡先: 部署名、担当者名、電話番号、メールアドレス
2. プログラムの対象地域:
 - 実施国・実施都市あるいは地域の名称
 - 現地協力組織候補(現地職業訓練プログラムに協力する予定の企業や団体の名称・連絡先)
 - 当該国・都市・地域における市場・研修ニーズの調査データ等があれば参考資料として添付のこと
3. 日本での「指導員養成研修」の内容:
 - 対象者: 氏名、所属、選定理由(資質、役割等)
 - 指導者: 氏名、所属、プロフィール

- 指導内容：実施する研修の概要、使用する機材や資料・テキストの概要
 - 実施方法：研修の実施場所、スケジュール案、準備・運営体制
※指導員養成研修を日本以外で行う場合は、理由と場所を記載のこと
4. 開発途上国での「現地職業訓練」の内容：
- 対象者：属性・求められる資格やスキルをできるだけ具体的に記載のこと
 - インパクト：訓練後どのようにスキルを活用し、どのようなベネフィットがあるかの説明
 - 指導内容：実施する訓練の概要、使用する機材や資料・テキストの概要
 - 実施方法：研修の実施場所、スケジュール案、準備・運営体制
 - 目標とする訓練者数とジェンダー比率（算出根拠）
5. 「技術実証」の内容（該当する場合）：
- 使用機材、設置方法、運用イメージ等。参考として、技術実証の全体像を示す図面・図表等を適宜添付のこと。
6. 上記に係る費用の積算：研修及び訓練実施のための経費や旅費などを含む予算の内訳（提案者が自己負担する費用も記載のこと）
7. 上記の事業の実施スケジュール：プロジェクトの開始から終了までの具体的なスケジュールを線図やタイムラインで示す
8. プロジェクトの貢献・成果：
- 本プロジェクトにより対象国がどのように受益するかの具体的な説明
 - 本プロジェクトが提案者の事業にどのように貢献するかの具体的な説明
 - ジェンダー・環境配慮に関する情報の具体的な記載

(9) 予期せぬ要因によるプロジェクトの中断

UNIDO は、プロジェクトの実施中に特定の状況や必要性の変化、実施への制約等が生じた場合、または不可抗力の発生により、プロジェクトの中断を検討する場合があります。UNIDO は、中断の決定を行う前に可能な限り事前に関係者に通知し、協議を通じて適切な措置を検討します。ただし、プロジェクトの中断が発生した場合、UNIDO は合理的な範囲内で責任を負うものの、財政上の制約や不可抗力により、一切の損害賠償を提供することはできない場合があります。

同様に、参画企業は、特定の状況や要件の変化、予算制約等が生じた場合、または不可抗力の発生により、プロジェクトを中断する可能性があります。ただし、参画企業は中断を最後の手段と位置づけ、プロジェクトの継続を最優先とすることが期待されます。参画企業は、中断を検討する前に可能な限り事前に UNIDO に通知し、関係者との協議を通じて適切な解決策や代替案を共有し、中断を回避するための努力を最大限に行うことが求められます。

(10) 機密保持

プロジェクトにおいて、参画企業は、プロジェクトの実施に関連する機密情報や知的財産権を適切に保護し、第三者への漏洩や不正利用を防止する責任を負います。

(11) コンプライアンスと法的要件

参画企業は、プロジェクトの実施において適用される法的要件およびコンプライアンス基準を遵守する責任を負います。参画企業は、国際的な規制や法的要件に従い、適切な事業行動を実施し、汚職、賄賂、人権侵害などの不正行為を防止するために最善を尽くす必要があります。

(12) **レポートと評価**

参画企業は、プロジェクトの実施状況や成果に関し UNIDO に報告すると共に、プロジェクトの評価に協力する責任を負います。具体的には、UNIDO との連絡体制を確立し、定期的な会議を行い、必要性があれば緊急の会議を行うことで、適切な情報共有と UNIDO の意思決定への協力を行います。また、現場の様子を撮影した静止画や動画、テキストなど研修実施を証明する関連資料の提出を行います。

(13) **提案書の提出期限とその後の手続き**

提案書の提出期限は、2024 年 2 月 22 日（木） 17 時といたします。

その後は、4 月中旬を目途に採択する提案を決定し、契約を締結します。

ご不明な点等ございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

UNIDO 東京事務所

黒田

k.kuroda@unido.org

関

h.seki@unido.org

以上